

[事案 16-14] 入院給付金請求

- ・平成 16 年 11 月 10 日 裁定受理
- ・平成 16 年 12 月 8 日 裁定不開始（提訴）

< 申立人の主張 >

保険会社 4 社と保険契約を締結しており、入院給付金の請求を行ったところ 3 社からは支払われた。同一疾病であるとの理由で不払いになったが、入院給付金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつそれぞれの入院の原因となった疾病と同一または医学上重要な関係があると会社が認め、かつ、今回の入院開始日が前回退院の翌日からその日を含めて 180 日以内のときは、前回入院の支払日数と通算して 120 日を限度として入院給付金を支払う」旨の規程がある。

今回の入院(右中大動脈狭窄症)は既に入院給付金を支払っている過去 2 回の入院(狭心症、虚血性心疾患)と「医学上重要な関係にある」と認められ、約款規程により給付金は 120 日限度の支払となり今回申出の入院分は不払いとしたものである。

本件紛争の解決のためには過去 2 回の入院と今回の入院の因果関係を医学的に明らかにする必要があることから、民事調停での解決を望むものである。

< 裁定の概要 >

上記のとおり保険会社から民事調停での解決を図りたい旨「裁定不開始届」が裁定審査会宛てに届出があった。裁定審査会は保険会社の申出について相当の理由があると認め、申立人宛てに「保険会社は民事調停により解決を図ることを明確にしたので裁定審査会は裁定を開始しない」旨通知を行った。その後、保険会社は平成 17 年 1 月、簡易裁判所に対し調停申立を行った。